

国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

☎ ねんきん加入者ダイヤル ☎0570 - 003 - 004
大垣年金事務所 ☎78 - 5166

年末調整や確定申告の際に、本年中に納付した国民年金保険料で、社会保険料控除を受けるためには、支払いを証明する書類が必要となります。

日本年金機構から、下記の時期に「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発送されますので、年末調整や確定申告の際に使用してください。

また、マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、電子送付希望の登録をすると、マイナポータルの「お知らせ」で電子版を受け取ることができます。（登録すると郵送がされなくなります。）

送付時期		対象者
①	郵送 10月下旬から11月上旬にかけて順次	1月1日～10月2日に納付された方
②	電子送付 10月中旬から10月下旬にかけて順次	①のうち、「ねんきんネット」で事前に電子送付希望の登録を行った方
③	郵送 令和6年2月上旬	10月3日～12月31日に納付された方 (①の対象者は除く)
④	電子送付 令和6年1月下旬	③のうち、「ねんきんネット」において事前に電子送付希望の登録を行った方

なお、ご家族（配偶者やお子様等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合は、ご自身の国民年金保険料に加え、その保険料についても控除が受けられます。



▲ねんきんネット

女性に対する暴力をなくす運動

毎年、11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

暴力は、性別や間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に、配偶者等からの暴力、性犯罪、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものです。

ひとりで悩まないで、すぐに専門の機関に相談してください。

女性相談センター

☎ 058 - 213 - 2131

ひとりで抱えず、最初の一步を。匿名でも相談できます。

オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン

～あなたしか 気づいていないかも そのサイン～

近年、児童虐待に関する相談対応件数は増加しており、特に、子どもの生命が奪われるなどの重大な事件は後を絶ちません。児童虐待は社会全体で早急に解決すべき重要な課題であり、家庭や学校、地域などが関心をもち理解を深めることが大切です。

いちはやく

虐待対応ダイヤル ☎ 189

虐待かも…と思ったら、ためらわずにご連絡ください。虐待の早期発見は、子どもだけでなく保護者を救うことにつながります。

子育て相談（予約） ☎ 27 - 0176

子育てに悩んでいる方は、子育て相談窓口をご利用ください。神戸町子育てアドバイザー（臨床心理士）が相談に応じます。予約は子ども家庭課で受け付けます。